

**「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」に
基づく要請に対する検討結果等（調査票）**

・区政に関する広聴事業として「ふれあい出前講座」実施時に聴取した内容

ふれあい出前講座 実施日	意見聴取団体	No	要望内容
令和元年 7月18日(木)	さいたま中央 ロータリークラブ	4-3	No.4-3 下落合地区にコミュニティバスを運行する必要がある。 北浦和～与野の中間(中里など)には交通手段がない。

・令和2年12月1日現在の対応または検討結果について回答してください。

回 答 （貴課における対応または検討結果内容について）	
<p>本市では、コミュニティバスを「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」として位置付けております。また、地域生活に役立ち、利用され続ける公共交通にするため、検討はコミュニティバスの導入が必要と考える地域の方々を中心となって取り組んでいただくこととしており、市はその活動の技術的支援を行っております。</p> <p>No.4-3のコミュニティバスの導入については、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき検討を行うこととしております。具体的には、鉄道駅やバス停までの距離等により定義した「交通空白・不便地区等」に該当し、かつコミュニティバスのコンセプトに合致する場合に導入に向けた検討を進めることとしております。</p> <p>下落合地区や中里周辺は、当ガイドラインで定めている「交通空白・不便地区等」に該当しないため、現時点でコミュニティバスを走らせることは難しい状況です。</p> <p>なお、北浦和～与野の中間(中里など)へのバス路線に新設につきましては、地域からの要望として北浦和駅、与野駅周辺を運行しているバス事業者にお伝えいたしました。</p>	
担当課	都市局 都市計画部 交通政策課